

労働法の基礎講座

第2回



【労働契約】 有期契約のルール

労働契約の期間を定める場合は、原則 3 年を超える期間で契約することはできません。

ただし例外として・・・

- ・ 医師、弁護士など高度に専門的な知識や技術を有する者（5 年まで可能）
- ・ 満 60 歳以上の者（5 年まで可能）
- ・ 土木工事など事業完了までに必要な期間を定める場合 など



無期限の労働契約への転換ルール

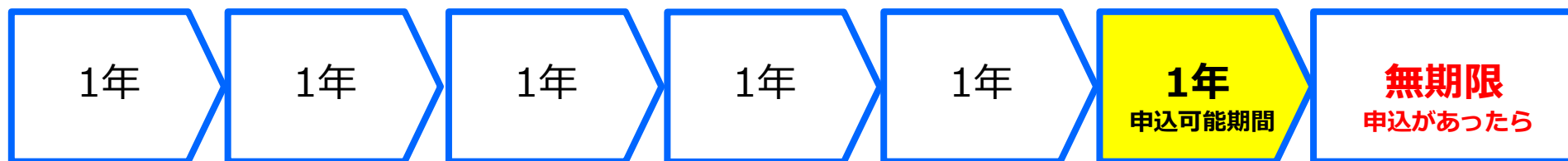
労働契約の更新を繰り返し、通算で 5 年を超えるとき、契約社員が契約期間がない労働契約に切り替えてほしいと申し込みがあった場合は、切り替える義務が発生します！



■ 無期限の労働契約への切り替え申し込みはいつできるか？

たとえば・・・

1年契約を繰り返し更新する場合



5回目の更新が終わった時点で無期限の労働契約への切り替えを申し込む権利発生

3年契約を更新する場合



1回目の更新が終わった時点で無期限の労働契約への切り替えを申し込む権利発生